

令和8年7月23日提出

熊本市立幼稚園規則（平成11年教育委員会規則第15号）の一部改正について

熊本市立幼稚園規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立幼稚園規則の一部を改正する規則

熊本市立幼稚園規則（平成11年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3歳」を「満3歳」に改め、「まで」の次に「の幼児」を加える。

第6条を次のように改める。

（教育週数及び教育時間）

第6条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

2 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に満3歳に達した幼児の入園の募集その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においてもすることができる。

（提出理由）

満3歳児受入れの実施に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立幼稚園規則（平成11年教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第1条及び第2条（略） （入園年齢） 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、<u>満3歳</u>から小学校就学の始期に達するまで<u>の幼児</u>とする。 第4条及び第5条（略） <u>（教育週数及び教育時間）</u> <u>第6条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。</u> <u>2 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。</u> 第7条から第18条まで（略）	第1条及び第2条（略） （入園年齢） 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、<u>3歳</u>から小学校就学の始期に達するまで<u> </u>とする。 第4条及び第5条（略） <u>（教育週数及び教育時間）</u> <u>第6条 幼稚園の教育週数は毎学年39週を下ってはならないものとし、1日の教育時間は4時間を標準とする。</u> 第7条から第18条まで（略）	満3歳児を受け入れることを明確にするための改正 【参考：学校教育法】 第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。 【参考：学校教育法施行規則】 第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。 【参考：幼稚園教育要領】 3 教育課程の編成上の基本的事項 (3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

附 則

- この規則は、令和8年9月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に満3歳に達した幼児の入園の募集その他の必要な準備行為は、この規則の施行の日前においてもすることができる。